

2018.10.01

PL レポート(製品安全) <2018 No.7>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

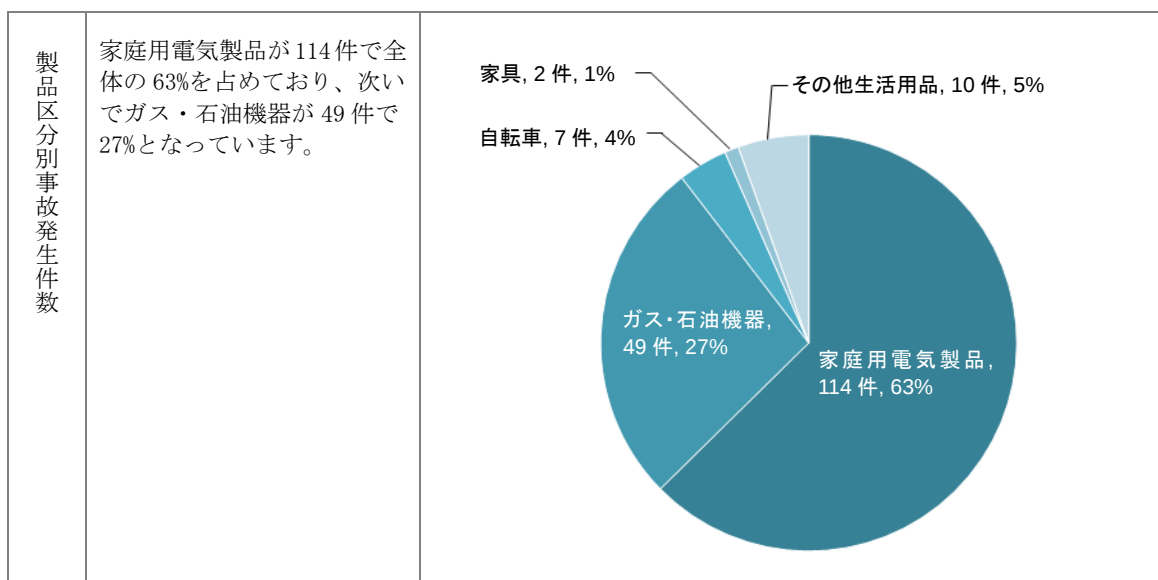
ONITE が中古品による事故に注意を促すニュースリリースを発表

(2018 年 8 月 23 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構)

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」という)は、8月23日、中古品(※1)による製品事故が多く発生していることを受けて注意を促すニュースリリース(以下、「本ニュースリリース」という)を公表しました。

中古品による製品事故情報(※2)は、平成25年度から平成29年度の5年間にNITEに通知された12,785件のうち182件(約1.4%)ありました。このうち29件はリコール対象製品で発生しており、また、中古品の事故件数に占める火災事故の割合は毎年70~80%台で推移しています。事故の被害状況としては、総数182件中、死亡事故は6件(死亡者数7人)、重傷事故は7件(重傷者数8人)となっています。

NITEの公表結果の概要は、以下のとおりです。



事故原因区分別事故発生件数	製品に起因する事故は全体の1/4ですが、原因不明のものも3割近くあります。	製品に起因する事故, 45 件, 25% 製品に起因しない事故, 52 件, 28% 原因不明のもの, 51 件, 28% 調査中のもの, 34 件, 19%
入手方法別事故発生件数	「譲渡での入手」が77件(42%)と最も多く、次いで「中古品販売店での購入」が43件(24%)、「インターネットでの購入」が16件(9%)となっているほか、「中古住宅の入居時に既設されていた(賃貸住宅を除く)」も12件(6%)ありました。	譲渡での入手, 77 件, 42% 中古品販売店での購入, 43 件, 24% その他・不明, 34 件, 19% インターネットでの購入, 16 件, 9% 中古住宅の入居時に既設されていた(賃貸住宅を除く), 12 件, 6%

出典：グラフは本ニュースリリースのデータを基に弊社が作成

本ニュースリリースでは、中古品による製品事故の主な原因を以下の4点に整理しています。

- ① 中古品が故障していたり改造されている、またはセットされていなければならない部品などが欠品しているにもかかわらず購入者が気付かずに使用してしまう。
- ② 製品に取扱説明書が添付されていないため、組み付けの方法や、使用方法などがわからず、誤使用をしてしまう。
- ③ リコール対象製品であるにもかかわらず、リコール対策が未実施であることを認知していないまま購入し、使用してしまう。
- ④ 専門家（有資格者等）が設置すべき製品を、購入者自身で不適切な設置をしてしまう。

このような事故を防止するためにも、中古品の流通事業者や、中古品の設置・施工に携わる事業者としては、安全性が担保された中古品を消費者へ提供することが重要になります。特に、近年は、インターネットによる中古品の販売が急速に拡大していることから、インターネット販売に関連する事業者の役割は非常に大きいといえます。

中古品販売事業者としては、以下の事項が求められます。

■安全評価管理態勢の整備

- ・製品の仕入れ時や点検・整備時に製品が安全な状態であるかどうかを評価できる態勢の構築
- ・取り扱った製品の仕入れ時の状態や点検・整備、販売先等の記録の保存

■仕入れ時における安全確保面での対応

- ・改造の有無の確認
- ・故障・破損個所の確認
- ・構成部品に欠落がなく、付属品、取扱説明書がセットされていることの確認
- ・添付されている取扱説明書に、破損・汚損・欠落などが無いことの確認
- ・リコールの対象製品ではないことの確認
- ・リコール対象製品の場合は、リコール対策実施済みであることの確認
- ・製品に書かれている使用耐用年数や、「長期使用製品安全表示制度」の対象製品の場合は表示の確認

■販売時の対応

- ・購入予定者に対する中古品の安全情報の提供

また、インターネットモール運営事業者やインターネットオークションサイト運営事業者としては、上記の事項を、出店者や出品者等に対して求めるとともに、その実施状況を確認できるようにしておくことが望まれます。その上で、上記事項を遵守せず、安全が確保されていない製品やリコール対象製品を漫然と販売している場合には、販売中止等の手段を講じることも必要になります。加えてこれらの事業者としては、平素から自社のモールやサイトで販売された製品の事故情報を収集するとともに、出店者、出品者等に対し、必要に応じて製品事故情報やリコール情報の提供を行うなどの支援を行っていくことも期待されます。

- ※1 中古品：中古品販売店で購入したもの、インターネットオークション及びインターネット通販（モール含む）で購入した中古品など。
- ※2 製品事故情報：消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度によって収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

出所：NITE ニュースリリース「中古品で思わぬ事故が発生！」（平成30年8月23日）

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs180823.html>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○米国消費者製品安全改善法の施行 10 年にあたり消費者団体 10 団体が共同でコメント
(2018 年 8 月 14 日 米国消費者団体連盟等 10 団体)

米国消費者団体連盟 (Consumer Federation)、米国消費者同盟 (Consumer Union) 等の消費者団体の 10 団体は、8 月 14 日、消費者製品安全改善法 (Consumer Product Safety Improvement Act、以下「CPSIA」という) の施行 10 周年にあたり、共同でコメントを発表しました。

2008 年 8 月に施行された CPSIA は、2007 年に米国で発生した、輸入玩具への鉛等の有害物質の混入やリコールの記録的な多発等を受け、1972 年に施行された消費者製品安全法 (Consumer Product Safety Act, CPSA) を大幅に見直し、米国の規制機関である消費者製品安全委員会 (Consumer Product Safety Commission, CPSC) に対し十分な権限と執行手段を与えて委員会活動を強化するとともに、消費者製品、特に子ども用製品の安全性を向上することを目的に制定されました。

今回発表されたコメントや同時に発表された「CPSIA10 周年記念アルバム」と題した資料集では、CPSIA 施行前後の状況を概説し、CPSIA 施行後の 10 年間における主な成果として以下の事項を挙げています。

■子ども用製品の安全性の向上

子ども用製品への鉛含有量の低減	子ども用製品の包括的な鉛規制を制定した結果、鉛起因によるリコールが、2007 年の 109 製品から 2017 年には 1 製品にまで減少した。
乳幼児用製品の強制基準の制定	ベビーベッド、ハイチェア、ベビーカー等 22 種類の強制基準を制定した結果、2016 年には死亡事故を起因としたリコールは行われなかった。
玩具の安全に関する強制基準の制定	玩具の安全に関する強制基準を制定したことで、2007 年には 109 件だった玩具のリコール件数が、2017 年は 15 件にとどまった。
発売前認定の実施	玩具や子ども用製品の強制基準に関して、第三者試験機関による発売前の検査と認定を義務付けた。
製品登録カードの義務付け	託児所等で使用される子ども用製品の製造会社に対し、製品登録カードの添付ないしオンラインによる登録手段を義務付け、リコール実施時の消費者への情報提供を容易にした。
フタル酸使用の禁止	玩具や育児製品を対象に 8 種類のフタル酸の使用を禁止した。

■CPSC の強化

CPSC の権限の増強	製品安全基準や法令違反を予防し、規制を有効に機能させるべく、罰金を科す権限を与え、かつ罰金額を引き上げた。
データベースの構築	消費者が消費者製品に関わる危害事例を通知できる手段を提供するとともに、CPSC が製品安全に関わる事象の傾向や危害の特定を容易にすることのできるデータベースを構築した。

今回発表された文書からは、CPSIA が米国の消費者製品の安全性向上、とりわけ子ども用製品の安全性の向上に果たしてきた役割の大きさと、それを消費者団体等が評価していることが見て取れます。また、制定された規制類が機能し、成果が上がっていることが具体的に示されており、米国への輸出の有無を問わず、子ども用製品にかかわる事業者にとって、CPSIA の規制は製品安全確保の観点から参考になるものといえます。

今後、AI や IoT 等技術革新の進展によって、製品安全の規制のあり方が新たな局面に入るものと思われます。この点に関する米国の対応を引き続き注視していく必要があるといえます。

出所：米国消費者団体連盟のプレスリリース

https://consumerfed.org/press_release/10th-anniversary-of-consumer-product-safety-improvement-act/

○オーストラリア消費者法の違反に対する課徴金の増額を連邦議会が決議

(2018 年 8 月 23 日 オーストラリア競争・消費者委員会)

オーストラリア競争・消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission, ACCC) は 8 月 23 日、オーストラリア連邦議会が同日オーストラリア消費者法を改正し、同法に違反した際の課徴金 (financial penalty) の上限の増額を決議したことを発表しました。

改正後の事業者に対する課徴金の上限は、現在の 110 万豪ドルから、以下のように算出された課徴金額のうち最も高いものに引き上げられます。また、個人に対する課徴金の上限も、現在の 22 万豪ドルから 50 万豪ドルに引き上げられます。

- ・ 最高 1,000 万豪ドル
- ・ 違法行為の対象となった製品、あるいは、サービスにより得た利益の 3 倍の金額
- ・ 上記の利益が確定できない場合、過去 12 か月分の総売り上げの 10 パーセント

今回の課徴金の上限額引き上げの背景として、事業者が不正行為により得ている利益は現在の課徴金の上限額に比べてはるかに巨額であるため、事業者は課徴金の支払いを事業コストの一部とみなしており、不正行為の抑止力になっていなかったとしています。今回の改正を受けて、ACCC は「法令遵守が事業存続のための最優先事項であることを経営者に気付かせることが重要である。」とコメントしています。

これまで本誌では、オーストラリア当局が事業者に対し、重大製品事故の報告義務の懈怠や市場における速やかな是正措置の遅延等に対するペナルティを強化する傾向にあることを紹介してきました。今回の法改正によりその動きが一段と鮮明になったものといえます。

ACCC のプレスリリースでのコメントにあるように、消費者保護に反する不正行為は最終的には経営者の責任が問われることとなり、これは製品安全の分野も例外ではありません。事業者は、行政の方針を含む市場からの要求の変化に即応し、製品安全管理態勢を適時適切に見直すことが求められます。

出所：オーストラリア競争・消費者委員会のプレスリリース

<https://www.accc.gov.au/media-release/consumer-law-penalties-set-to-increase>

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2018